

仙台市交通局規程第九号

仙台市交通局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十七日

仙台市交通事業管理者 吉野 博 明

仙台市交通局庁舎管理規程の一部を改正する規程

仙台市交通局庁舎管理規程（昭和四十四年仙台市交通局規程第六号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後																								
<p>(庁舎の定義)</p> <p>第二条 この規程において「庁舎」とは、<b>仙台市交通</b>事業の用に供する建物（設備を含む。）、その敷地及びこれらに属する工作物で交通事業管理者の管理に属するものをいう。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十一条 庁舎においては、次の各号に掲げる行為は、禁止するものとする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>別表（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>駐車場、案内所、定期券発売所、バスターミナル</td> <td><b>業務課長</b></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営業所（直営の営業所を除く。）、出張所</td> <td><b>業務課長</b></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	庁舎管理責任者	[略]	[略]	駐車場、案内所、定期券発売所、バスターミナル	<b>業務課長</b>	[略]	[略]	営業所（直営の営業所を除く。）、出張所	<b>業務課長</b>	[略]	[略]	<p>(庁舎の定義)</p> <p>第二条 この規程において「庁舎」とは、<b>交通局の事務又は事業</b>の用に供する建物（設備を含む。）、その敷地及びこれらに属する工作物で交通事業管理者の管理に属するものをいう。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十一条 庁舎においては、次の各号に掲げる行為は、禁止するものとする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><b>六 その他庁舎管理上不相当と認められる行為をすること</b></p> <p>別表（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>駐車場、案内所、定期券発売所、バスターミナル</td> <td><b>運輸サービス課長</b></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営業所（直営の営業所を除く。）、出張所</td> <td><b>運輸サービス課長</b></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	庁舎管理責任者	[略]	[略]	駐車場、案内所、定期券発売所、バスターミナル	<b>運輸サービス課長</b>	[略]	[略]	営業所（直営の営業所を除く。）、出張所	<b>運輸サービス課長</b>	[略]	[略]
区分	庁舎管理責任者																								
[略]	[略]																								
駐車場、案内所、定期券発売所、バスターミナル	<b>業務課長</b>																								
[略]	[略]																								
営業所（直営の営業所を除く。）、出張所	<b>業務課長</b>																								
[略]	[略]																								
区分	庁舎管理責任者																								
[略]	[略]																								
駐車場、案内所、定期券発売所、バスターミナル	<b>運輸サービス課長</b>																								
[略]	[略]																								
営業所（直営の営業所を除く。）、出張所	<b>運輸サービス課長</b>																								
[略]	[略]																								

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局総務部財務課)